



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年3月27日火曜日 第2354号

## ◇ 目次 ◇ 規 則

愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則.....	230
愛媛県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則.....	232

## 告 示

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更.....	232
西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更.....	232
医療機関の指定.....	232
施術機関の指定.....	232
指定医療機関の廃止の届出.....	233
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	233
介護機関（介護予防事業者）の指定.....	233
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更.....	234
理容師法による講習会の指定.....	234
美容師法による講習会の指定.....	234
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	234
指定障害福祉サービス事業を行う事業者の名称の変更.....	235
指定障害福祉サービス事業を行う事業者の所在地の変更.....	235
指定障害福祉サービス事業を行う事業者の名称及び所在地の変更.....	236
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	236
指定相談支援事業者の指定.....	236
愛媛県伝統的特産品の指定.....	236
愛媛県防除実施基準の変更.....	237
高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更.....	237
保安林の指定.....	237
保安林の指定の解除（11件）.....	237
建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定.....	238
建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定の一部改正（2件）.....	239
指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正.....	239
道路の区域変更（県道西条久万線）.....	240
道路の供用開始（ " ）.....	240

道路の供用開始（県道西条久万線）.....	241
指定道路の指定.....	241
道路の区域変更（県道松山川内線）（2件）.....	241
道路の区域変更（県道粟井浅海線）.....	241
道路の供用開始（県道粟井浅海線）.....	242
道路の区域変更（県道久米垣生線）.....	242
道路の供用開始（ " ）.....	242
道路の供用開始（県道八倉松前線）.....	242
道路の供用開始（県道松山松前伊予線）.....	243
道路の供用開始（県道美川松山線）.....	243
道路の供用開始（一般国道379号）.....	243
開発行為に関する工事の完了（2件）.....	243
道路の区域変更（一般国道494号）.....	244
道路の区域変更（一般国道379号）.....	244
道路の供用開始（一般国道379号）.....	244
道路の区域変更（一般国道378号）（3件）.....	245
道路の区域変更（県道日向谷高野子線）（2件）.....	245
道路の供用開始（県道日向谷高野子線）.....	246
道路の区域変更（県道穴井三瓶線）.....	246
道路の供用開始（ " ）.....	246

## 公 告

愛媛県ホームページコンテンツ管理システム開発業務の委託.....	246
----------------------------------	-----

## 監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表（2件）.....	247
------------------------	-----

## 公安委員会規則

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則.....	250
--------------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第6号

愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月27日

愛媛県知事 中村時広

### 愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県環境影響評価条例施行規則（平成11年愛媛県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（都市計画決定権者が手続を行う場合の条例の読替え）	（都市計画決定権者が手続を行う場合の条例の読替え）
<b>第52条</b> 条例第41条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第5条から第33条ま	<b>第52条</b> 条例第41条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第5条から第33条ま

で（条例第5条第2項、第13条第3項並びに第25条第1項第3号及び第2項を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
第32条	定める者	定める者（評価書に係る都市計画が都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）、同法第19条第3項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項又は第87条の2第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第51条第2項の規定による同意を要するものである場合にあっては、当該同意を行う国土交通大臣（都市計画法第85条の2又は都市再生特別措置法第81条の規定により当該同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長）又は知事及び次の各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者）

（事業者が環境影響評価を行う場合の都市計画法の特例）

**第57条** 前条第5項の規定により評価書の送付を受けた都市計画決定権者は、同項の都市計画を定めようとするときに都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第19条第3項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項又は第87条の2第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による同意を要する場合には、当該同意を行う国土交通大臣（同法第85条の2の規定により当該同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長）又は知事に当該評価書を送付しなければならない。

2 前項の都市計画について都市計画法第18条（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）、同法第18条第1項及び第2項にあっては同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は同法第19条第1項から第4項まで（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）、同法第19条第3項にあっては同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、同法第19条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）にあっては同法第87条の2第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、同法第19条第4項にあっては同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定が適用される場合には、第54条第2項の規定は、都市計画決定権者が前条第5項の規定により送付を受けた評価書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする場合について準用する。この場合において、第54条第2項中「第52条の規定により読み替えて適用される」とあるのは、「第56条第5項の規定により送付を受けた」と読み替えるものとする。

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

で（条例第5条第2項、第13条第3項並びに第25条第1項第3号及び第2項を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
第32条	定める者	定める者（評価書に係る都市計画が都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）、同法第19条第3項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項又は第87条の2第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第51条第2項の規定による同意を要するものである場合にあっては、当該同意を行う国土交通大臣（都市計画法第85条の2又は都市再生特別措置法第72条の規定により当該同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長）又は知事及び次の各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者）

（事業者が環境影響評価を行う場合の都市計画法の特例）

**第57条** 前条第5項の規定により評価書の送付を受けた都市計画決定権者は、同項の都市計画を定めようとするときに都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第19条第3項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項又は第87条の2第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による同意を要する場合には、当該同意を行う国土交通大臣（同法第85条の2の規定により当該同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長）又は知事に当該評価書を送付しなければならない。

2 前項の都市計画について都市計画法第18条（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）、同法第18条第1項及び第2項にあっては同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は同法第19条第1項から第4項まで（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）、同法第19条第3項にあっては同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、同法第19条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）にあっては同法第87条の2第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、同法第19条第4項にあっては同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定が適用される場合には、第54条第2項の規定は、都市計画決定権者が前条第5項の規定により送付を受けた評価書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする場合について準用する。この場合において、第54条第2項中「第52条の規定により読み替えて適用される」とあるのは、「第56条第5項の規定により送付を受けた」と読み替えるものとする。

○愛媛県規則第7号

愛媛県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県自然環境保全条例施行規則（昭和49年愛媛県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）</p> <p><b>第17条</b> 条例第21条第10項第3号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第3項の規定により知事が環境大臣に協議してその同意を得、又は協議した保全事業として木竹を損傷すること。</p> <p>(10) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議してその同意を得、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。</p> <p>(11)～(13) 省略</p>	<p>（特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）</p> <p><b>第17条</b> 条例第21条第10項第3号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第3項の規定により知事が環境大臣に協議し、その同意を得た_____保全事業として木竹を損傷すること。</p> <p>(10) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第3項の規定により知事に協議し、その同意を得た_____保全事業として木竹を損傷すること。</p> <p>(11)～(13) 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第393号

全国自治宝くじ事務協議会に熊本市を加え、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

第3条第2号中「相模原市」の下に「、熊本市」を加える。

第6条中「9人」を「10人」に改める。

附 則

- この規約は、平成24年 4月 1日から施行する。
- この規約による変更後の規約（以下「変更後の規約」という。）第8条第1項の規定により平成25年 3月31日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第8条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。

○愛媛県告示第394号

西日本宝くじ事務協議会に熊本市を加え、西日本宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

第3条中「及び岡山市」を「、岡山市及び熊本市」に改める。

第6条中「21人」を「22人」に改める。

第17条第2項中「及び岡山県」を「、岡山県及び熊本県」に改め、「岡山市に」の下に「、熊本県にあつては熊本県知事及び熊本市長の協議により定めた割合をもつて熊本県及び熊本市に」を加える。

附 則

この規約は、平成24年 4月 1日から施行する。

○愛媛県告示第395号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
越智歯科医院	越 智 寛	西条市東町206	平成24年 2月1日
たねがわ心の相談室	曾 根 啓 一	新居浜市種子川町2番2号	平成24年 3月1日

○愛媛県告示第396号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

施設機関の名称	開設者の氏名 又は 名称	所 在 地	指 定 年 月 日
ひなた整骨院	井 下 智 章	四国中央市三島中央五丁目11-5 中村ビル1階	平成24年 1月20日

○愛媛県告示第397号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定し

た医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は 名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
越智歯科医院	越 智 寛	西条市栄町250	平成24年 1月31日
露口歯科医院	露 口 晃 宏	伊予郡砥部町高尾田37	平成24年 2月15日

○愛媛県告示第398号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介 護 機 関（ 居 宅 介 護 事 業 者 ） の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
社会福祉法人日親会	今治市菊間町浜1453番地 1	グループホームラ・ファミリー	今治市菊間町浜1453番地 1	平成24年 1月 1日
高部タクシー株式会社	今治市波止浜158番地23	高部ケアサービス	今治市波止浜158番地23	平成24年 1月 1日
株式会社緑	宇和島市三間町迫目1041番地 11	デイサービス緑	宇和島市三間町迫目1056番地	平成24年 2月20日
有限会社萩の台	新居浜市萩生130番地の57	グループホーム・カミングケ アステーション	新居浜市政枝町二丁目 3番32 号	平成24年 2月25日
有限会社真成堂	西条市玉津583番地 5	真成堂セリ薬局	西条市大町703番地 3	平成24年 2月27日
株式会社オネスト	西条市小松町妙口甲1540番地 5	庄野薬局小松店	西条市小松町妙口甲1540番地 5	平成24年 3月 1日
医療法人滴水会	今治市末広町一丁目 5番地 5	小規模多機能ひうち	今治市末広町三丁目 3番地 6	平成24年 3月 5日

○愛媛県告示第399号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介 護 機 関（ 介 護 予 防 事 業 者 ） の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 事 業 を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
社会福祉法人日親会	今治市菊間町浜1453番地 1	グループホームラ・ファミリー	今治市菊間町浜1453番地 1	平成24年 1月 1日
高部タクシー株式会社	今治市波止浜158番地23	高部ケアサービス	今治市波止浜158番地23	平成24年 1月 1日
社会福祉法人愛美会	四国中央市上分町 8 - 2	樋谷荘	四国中央市上分町 8 - 2	平成24年 2月 1日
株式会社緑	宇和島市三間町迫目1041番地 11	デイサービス緑	宇和島市三間町迫目1056番地	平成24年 2月20日

有限会社秋の台	新居浜市萩生130番地の57	グループホーム・カミングケアステーション	新居浜市政枝町二丁目3番32号	平成24年2月25日
有限会社真成堂	西条市玉津583番地5	真成堂セリ薬局	西条市大町703番地3	平成24年2月27日
株式会社オネスト	西条市小松町妙口甲1540番地5	庄野薬局小松店	西条市小松町妙口甲1540番地5	平成24年3月1日
医療法人滴水会	今治市末広町一丁目5番地5	小規模多機能ひうち	今治市末広町三丁目3番地6	平成24年3月5日

○愛媛県告示第400号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成24年3月27日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人エンゼル	伊予郡松前町北川原33番地1	（変更後） 指定居宅介護支援事業所エンゼル	（変更後） 伊予郡松前町中川原168番地1	平成23年11月1日
		（変更前） 指定居宅介護支援事業所玉泉	（変更前） 伊予郡松前町北川原33番地1	

○愛媛県告示第401号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成24年3月27日

愛媛県知事 中村時広

- 講習会の名称  
管理理容師資格認定講習会
- 主催者  
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階  
財団法人理容師美容師試験研修センター
- 講習日  
平成24年8月13日、平成24年8月20日、平成24年8月27日の3日間
- 講習場所  
松山市持田町三丁目8番15号  
愛媛県総合社会福祉会館
- 受講料  
18,000円

○愛媛県告示第402号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成24年3月27日

愛媛県知事 中村時広

- 講習会の名称  
管理美容師資格認定講習会
- 主催者  
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階  
財団法人理容師美容師試験研修センター
- 講習日  
平成24年8月13日、平成24年8月20日、平成24年8月27日の3日間
- 講習場所  
松山市持田町三丁目8番15号  
愛媛県総合社会福祉会館
- 受講料  
18,000円

○愛媛県告示第403号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成24年3月27日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 年 月 日 定 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810102107	特定非営利活動法人こころ塾	松山市大街道三丁目2番地16	村 松 つ ね	就労継続支援B型	こころ塾Be	松山市大街道三丁目2番地16	平成24年2月8日
3810102115	株式会社ヒューマンネット	香川県高松市木太町4284番地8	鎌 倉 美智代	児童デイサービス	ピーターパン	松山市松末二丁目13-7	平成24年2月8日
3810102131	特定非営利活動法人アイコン	松山市東垣生町987-4	西 尾 敏 弘	就労継続支援B型	つばさワークス	松山市南吉田町2274番地1	平成24年3月1日
3810200422	株式会社アイリール	今治市喜田村八丁目1番41号	北 野 賢 三	就労継続支援A型	株式会社アイリール	今治市喜田村八丁目1番41号	平成24年3月1日
3810400113	有限会社タカハシ	八幡浜市1510番地53	水 野 豊	同行援護	有限会社タカハシ指定訪問介護ステーションももたろう	八幡浜市1510番地53	平成24年3月1日
3811400062	社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市野村町野村12号15番地	山 本 恒 子	同行援護	社会福祉法人西予市社会福祉協議会宇和支所	西予市宇和町卯之町4丁目746番地	平成24年3月1日
3811500234	特定非営利活動法人農業で古里創りNPO	松山市北斎院町682番地の3	白 戸 邦 生	行動援護	同行援護・行動援護事業所あぐり塾重信事業所	東温市志津川片山甲44	平成24年3月1日
3811500234	特定非営利活動法人農業で古里創りNPO	松山市北斎院町682番地の3	白 戸 邦 生	同行援護	同行援護・行動援護事業所あぐり塾重信事業所	東温市志津川片山甲44	平成24年3月1日
3814000190	NPO法人CASA JOHANNES 'ヨハネの家'	南宇和郡愛南町御荘平城1976	岡 澤 朋 子	児童デイサービス	NPO法人CASA JOHANNES 'ヨハネの家'	南宇和郡愛南町御荘菊川1158-2	平成24年3月1日
3810300347	合同会社ラ・ルーチェ	宇和島市和霊中町二丁目1番27号	長 田 君 代	居宅介護	介護24クオーレ	宇和島市和霊中町二丁目1番27号	平成24年3月2日
3810300347	合同会社ラ・ルーチェ	宇和島市和霊中町二丁目1番27号	長 田 君 代	重度訪問介護	介護24クオーレ	宇和島市和霊中町二丁目1番27号	平成24年3月2日
3810300347	合同会社ラ・ルーチェ	宇和島市和霊中町二丁目1番27号	長 田 君 代	同行援護	介護24クオーレ	宇和島市和霊中町二丁目1番27号	平成24年3月2日

○愛媛県告示第404号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		届 出 年 月 日	
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称			所 在 地
					変 更 前	変 更 後		
3810400113	有限会社タカハシ	八幡浜市1510番地53	水 野 豊	居宅介護	訪問介護ステーションももたろう	有限会社タカハシ指定訪問介護ステーションももたろう	八幡浜市1510番地53	平成24年3月1日
3810400113	有限会社タカハシ	八幡浜市1510番地53	水 野 豊	重度訪問介護	訪問介護ステーションももたろう	有限会社タカハシ指定訪問介護ステーションももたろう	八幡浜市1510番地53	平成24年3月1日

○愛媛県告示第405号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所			届 出 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変 更 前	変 更 後	
3810200406	NPO法人すくらむハート	今治市町谷甲247番1	渡 部 雄 一 郎	就労移行支援	多機能型事業所すくらむハート	今治市町谷字イカリ甲247番1	今治市町谷甲247番1	平成24年2月20日
3810200406	NPO法人すくらむハート	今治市町谷甲247番1	渡 部 雄 一 郎	就労継続支援B型	多機能型事業所すくらむハート	今治市町谷字イカリ甲247番1	今治市町谷甲247番1	平成24年2月20日

○愛媛県告示第406号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所				届 出 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称		所 在 地		
					変更前	変更後	変更前	変更後	
3811300262	株式会社ウェルライフケアサービス	四国中央市下柏町661番地1	久保雅子	居宅介護	ウェルライフケアサービス愛媛	訪問介護事業所サン・ファミリア	四国中央市下柏町661番地1	四国中央市下柏町653番地1 サウザンド・サニー105号室	平成24年 3月1日
3811300262	株式会社ウェルライフケアサービス	四国中央市下柏町661番地1	久保雅子	重度訪問介護	ウェルライフケアサービス愛媛	訪問介護事業所サン・ファミリア	四国中央市下柏町661番地1	四国中央市下柏町653番地1 サウザンド・サニー105号室	平成24年 3月1日

○愛媛県告示第407号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		届 出 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810400097	有限会社みかんちゃん	八幡浜市郷1番耕地1247番地1	水沼クミ子	居宅介護	有限会社みかんちゃん	八幡浜市郷1番耕地1247番地1	平成24年 3月1日
3810400097	有限会社みかんちゃん	八幡浜市郷1番耕地1247番地1	水沼クミ子	重度訪問介護	有限会社みかんちゃん	八幡浜市郷1番耕地1247番地1	平成24年 3月1日
3810400097	有限会社みかんちゃん	八幡浜市郷1番耕地1247番地1	水沼クミ子	同行援護	有限会社みかんちゃん	八幡浜市郷1番耕地1247番地1	平成24年 3月1日

○愛媛県告示第408号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の規定により、次のとおり指定相談支援事業者を指定した。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定相談支援事業者			指定相談支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地	
3830102129	特定非営利活動法人全国重度障害者相談支援協会	東京都小平市花小金井南町一丁目18番25号 N R 花小金井駅前1階A1号室	鈴木一成	特定非営利活動法人全国重度障害者相談支援協会 障害者相談センターイニシアティブ	松山市松前町二丁目8番2号 フェリス705号	平成24年 3月1日
3830102145	一般社団法人愛媛県精神保健福祉会	松山市東石井五丁目3-13	丸田一郎	指定相談支援事業所トボス松山	松山市東石井五丁目3-13	平成24年 3月5日

○愛媛県告示第409号

愛媛県伝統的特産品産業振興対策要綱（昭和54年10月1日制定）第2の1の規定に基づき、愛媛県伝統的特産品を次のように指定した。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	伝統的な技術若しくは技法又は伝統的に使用されてきた原材料	製造される地域
筒描染製品	1 伝統的な技術又は技法 のの糊置きは、専用の筒を使用して糊で描く手法によること。 2 伝統的に使用されてきた原材料 使用する布は、主として木綿又は麻を加工した染物専用の布とすること。	八幡浜市

## ○愛媛県告示第410号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の3第1項の規定に基づき、平成19年3月31日に定めた愛媛県防除実施基準の一部を変更した。

変更後の愛媛県防除実施基準に係る図書は、愛媛県農林水産部森林局森林整備課並びに各地方局産業経済部森林林業課及び支局森林林業課並びに東予地方局産業経済部森林林業課四国中央駐在、中予地方局産業経済部久万高原森林林業課並びに南予地方局産業経済部森林林業課愛南駐在及び八幡浜支局森林林業課大洲駐在において縦覧に供する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

## ○愛媛県告示第411号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の5第1項の規定に基づき平成19年3月31日に指定した高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の一部を変更した。

変更後の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域に係る図書は、愛媛県農林水産部森林局森林整備課並びに各地方局産業経済部森林林業課及び支局森林林業課並びに東予地方局産業経済部森林林業課四国中央駐在、中予地方局産業経済部久万高原森林林業課並びに南予地方局産業経済部森林林業課愛南駐在及び八幡浜支局森林林業課大洲駐在において縦覧に供する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

## ○愛媛県告示第412号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林の所在場所  
宇和島市津島町山財1983
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## ○愛媛県告示第413号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林を解除する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
新居浜市大永山字鶴嘴339の10、339の26、字須領スズ尾344の62
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## ○愛媛県告示第414号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように解除する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
西予市三瓶町二及字ツボイ 2番耕地907の1から2番耕地907の3まで、字ミタライ 2番耕地921の1から2番耕地921の4まで、2番耕地925の3から2番耕地925の6まで
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## ○愛媛県告示第415号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように指定を解除する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
宇和島市津島町山財1985
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

## ○愛媛県告示第416号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように指定を解除する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
今治市登畑字ヲミヤ乙19の1、乙19の2
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

## ○愛媛県告示第417号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように指定を解除する。



平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
今治市玉川町木地字子畑幸23の6（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

## ○愛媛県告示第418号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように指定を解除する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
今治市玉川町木地字子畑幸23の6（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## ○愛媛県告示第419号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように指定を解除する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
新居浜市観音原町乙1の19、乙1の20、乙1の26、乙1の27、乙1の31、乙1の32
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## ○愛媛県告示第420号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように指定を解除する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
新居浜市観音原町乙1の24
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

## ○愛媛県告示第421号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように解除する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
新居浜市観音原町乙117の4
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

## ○愛媛県告示第422号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように解除する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
新居浜市観音原町乙116の3、乙117の3
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
工場用地とするため

## ○愛媛県告示第423号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように指定を解除する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
四国中央市具定町字日之尾山乙64の35、寒川町字寒川山乙254の59
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## ○愛媛県告示第424号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関を次のように指定した。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 名称及び住所  
ビューローベリタスジャパン株式会社  
神奈川県横浜市中区山下町1番地
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地  
東京都千代田区神田駿河台二丁目8番
- 3 構造計算適合性判定の業務の開始の日  
平成24年 4月 1日
- 4 指定をした日  
平成24年 3月27日

○愛媛県告示第425号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から名称の変更の届出があったので、建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定（平成19年6月愛媛県告示第1173号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 名称及び住所 <u>一般財団法人日本建築総合試験所</u> 省略	1 名称及び住所 <u>財団法人日本建築総合試験所</u> 省略

○愛媛県告示第426号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定（平成23年10月愛媛県告示第1252号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">事務所の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛事務所</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>佐賀事務所</td> <td><u>佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	事務所の所在地	省略		愛媛事務所	省略	佐賀事務所	<u>佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号</u>	省略		2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">事務所の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛事務所</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	事務所の所在地	省略		愛媛事務所	省略			省略	
名 称	事務所の所在地																				
省略																					
愛媛事務所	省略																				
佐賀事務所	<u>佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号</u>																				
省略																					
名 称	事務所の所在地																				
省略																					
愛媛事務所	省略																				
省略																					

○愛媛県告示第427号

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等（昭和48年9月愛媛県告示第822号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
一・二 省略 三 収納代理金融機関の名称、位置等 (一) 名称及び位置 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)~(4) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 四国労働金庫</td> <td><u>高松市浜ノ町72番3号</u></td> </tr> <tr> <td>(6)・(7) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 株式会社三井住友銀行</td> <td><u>東京都千代田区丸の内一丁目1番2号</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	(1)~(4) 省略		(5) 四国労働金庫	<u>高松市浜ノ町72番3号</u>	(6)・(7) 省略		(8) 株式会社三井住友銀行	<u>東京都千代田区丸の内一丁目1番2号</u>	一・二 省略 三 収納代理金融機関の名称、位置等 (一) 名称及び位置 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)~(4) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 四国労働金庫</td> <td><u>高松市番町三丁目5番15号</u></td> </tr> <tr> <td>(6)・(7) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 株式会社三井住友銀行</td> <td><u>東京都千代田区有楽町一丁目1番2号</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	(1)~(4) 省略		(5) 四国労働金庫	<u>高松市番町三丁目5番15号</u>	(6)・(7) 省略		(8) 株式会社三井住友銀行	<u>東京都千代田区有楽町一丁目1番2号</u>
名 称	位 置																				
(1)~(4) 省略																					
(5) 四国労働金庫	<u>高松市浜ノ町72番3号</u>																				
(6)・(7) 省略																					
(8) 株式会社三井住友銀行	<u>東京都千代田区丸の内一丁目1番2号</u>																				
名 称	位 置																				
(1)~(4) 省略																					
(5) 四国労働金庫	<u>高松市番町三丁目5番15号</u>																				
(6)・(7) 省略																					
(8) 株式会社三井住友銀行	<u>東京都千代田区有楽町一丁目1番2号</u>																				

(9) 株式会社中国銀行	岡山市北区丸の内一丁目15番20号
(10)～(18) 省略	
(19) 三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
(20) 省略	

(一) 店舗の名称、位置等

1 収納代理総括店

名 称	位 置
省略	
三井住友信託銀行松山支店	省略
省略	

2 収納代理取扱店

愛媛信用金庫、宇和島信用金庫及び川之江信用金庫の本店及び支店、東予信用金庫の本店、支店及び出張所並びに四国労働金庫の県内の支店  
 愛媛県信用漁業協同組合連合会の本所及び支所  
 みずほ銀行及び三井住友銀行の本店、支店及び出張所、中国銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、西日本シティ銀行、徳島銀行、香川銀行、高知銀行、三井住友信託銀行及び商工組合中央金庫の県内の支店並びに広島銀行の県内の支店及び出張所

(9) 株式会社中国銀行	岡山市丸の内一丁目15番20号
(10)～(18) 省略	
(19) 住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜四丁目5番33号
(20) 省略	

(一) 店舗の名称、位置等

1 収納代理総括店

名 称	位 置
省略	
住友信託銀行松山支店	省略
省略	

2 収納代理取扱店

愛媛信用金庫、宇和島信用金庫及び川之江信用金庫の本店及び支店、東予信用金庫の本店、支店及び出張所並びに四国労働金庫の県内の支店  
 愛媛県信用漁業協同組合連合会の本所及び支所  
 みずほ銀行及び三井住友銀行の本店、支店及び出張所、中国銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、西日本シティ銀行、徳島銀行、香川銀行、高知銀行、住友信託銀行及び商工組合中央金庫の県内の支店並びに広島銀行の県内の支店及び出張所

○愛媛県告示第428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	西条久万線	西条市黒瀬字井手口乙177番13	旧	メートル 8.5～34.5	キロメートル 0.054	
			新	20.0～41.0	0.054	

○愛媛県告示第429号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	西条市黒瀬字井手口乙177番13	平成24年 3月27日

○愛媛県告示第430号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	西条市黒瀬字向乙202番25から 同字乙202番20まで	平成24年 3月27日

○愛媛県告示第431号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成24年 3月27日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成24年 3月16日

3 指定道路の位置

四国中央市金生町下分子馬木1152番1

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 34.23メートル

(2) 幅員 5.00メートル

○愛媛県告示第432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山川内線	松山市松末一丁目237番1から 同市松末一丁目146番7まで	旧	メートル 9.0～10.1	キロメートル 0.120	
			新	9.0～13.5	0.120	

○愛媛県告示第433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山川内線	松山市平井町甲1242番から 同町甲1376番4まで	旧	メートル 8.1～11.9	キロメートル 0.150	
			新	13.0～22.2	0.150	

○愛媛県告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	粟井浅海線	松山市萩原乙235番3から 同市萩原乙237番2地先まで	旧	メートル 10.0～20.1	キロメートル 0.016	
			新	11.3～20.1	0.016	

## ○愛媛県告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	粟井浅海線	松山市萩原乙235番3から 同市萩原甲159番3まで	平成24年 3月27日

## ○愛媛県告示第436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久米垣生線	松山市古川南三丁目1449番5から 同市古川南三丁目844番5地先まで	旧	メートル 23.5～72.0	キロメートル 0.303	
			新	23.5～72.0	0.303	

## ○愛媛県告示第437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久米垣生線	松山市古川南三丁目1449番5から 同市古川南三丁目844番5地先で	平成24年 3月30日

## ○愛媛県告示第438号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	八倉松前線	伊予郡松前町大字浜字今新開806番 5 地先から 同字806番 2 地先まで	平成24年 3月27日
		伊予郡松前町大字浜字今新開803番 1 地先から 同字796番 7 地先まで	

○愛媛県告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山松前伊予線	伊予郡松前町大字浜字今新開792番 6 から 同字792番 3 地先まで	平成24年 3月27日
		伊予郡松前町大字浜字今新開794番 6 から 同字796番 6 まで	

○愛媛県告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川松山線	松山市南梅本町甲903番 2 から 同市水泥町736番 2 まで	平成24年 3月27日

○愛媛県告示第441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	379号	伊予郡砥部町万年476番 3 から 同町川登3267番 2 まで	平成24年 3月27日 13 : 00

○愛媛県告示第442号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年 3月27日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
23中局建(開)第63号 平成24年3月16日	伊予市尾崎字天神下3番1及び3番3並びに米湊字大下1656番3及び1656番4	伊予市米湊820番地 伊予市長 中 村 佑

○愛媛県告示第443号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年3月27日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
23中局建(開)第64号 平成24年3月19日	伊予郡松前町大字永田字同免272番1	松山市西長戸町112番地1 古 谷 壽 盛

○愛媛県告示第444号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町渋草1008番1から 同町渋草1635番まで	旧	メートル 11.0~26.0 4.2~28.0	キロメートル 0.036 0.043	
		上浮穴郡久万高原町渋草1008番4から 同町渋草1635番まで	新	10.5~18.5	0.036	

○愛媛県告示第445号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	379号	喜多郡内子町大瀬東2590番6から 同町大瀬東2585番まで	旧	メートル 23.4~34.0	キロメートル 0.019	
			新	26.6~34.0	0.019	

○愛媛県告示第446号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	379号	喜多郡内子町大瀬東2590番6から 同町大瀬東2587番まで	平成24年3月27日

○愛媛県告示第447号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	378号	西予市三瓶町垣生字前新地丙1番4から 同町垣生字新地丙13番1地先まで	旧	メートル 4.0~27.6 13.5~27.6	キロメートル 0.147 0.108	
			新	13.5~22.6	0.108	

○愛媛県告示第448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	378号	西予市三瓶町周木字上伊崎1番耕地167番から 同町周木字上伊崎1番耕地128番4まで	旧	メートル 6.2~30.8 14.4~30.8	キロメートル 0.160 0.107	
			新	14.4~21.2	0.107	

○愛媛県告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	378号	西予市三瓶町周木字ツバイ網代7番耕地12番5から 同町周木字荒網代6番耕地278番4まで	旧	メートル 7.3~58.6 28.0~90.6	キロメートル 0.215 0.132	
			新	25.0~90.6	0.132	

○愛媛県告示第450号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	日向谷高野子線	西予市城川町川津南3816番3	旧	メートル 4.0~7.0 8.2~16.0	キロメートル 0.087 0.084	
		西予市城川町川津南3890番	新	8.2~16.0	0.084	



○愛媛県告示第451号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	日向谷高野子線	西予市城川町高野子770番地先	旧	メートル 4 4 ~ 5 4	キロメートル 0 .028	
		西予市城川町高野子796番 2 から 同町高野子797番 2 まで	新	7 6 ~ 9 0	0 .028	

○愛媛県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	日向谷高野子線	西予市城川町高野子796番 2 から 同町高野子797番 2 まで	平成24年 3月27日

○愛媛県告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	穴井三瓶線	西予市三瓶町垣生字ナカ甲173番 1 地先から 同町垣生字前新地丙 1 番 6 地先まで	旧	メートル	キロメートル	
			新	4 .1 ~ 10 3	0 .085	

○愛媛県告示第454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	穴井三瓶線	西予市三瓶町垣生字ナカ甲173番 1 地先から 同町垣生字前新地丙 1 番 6 地先まで	平成24年 3月27日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県ホームページコンテンツ管理システム開発業務の委託

- (2) 委託業務名及び数量  
愛媛県ホームページコンテンツ管理システム開発業務委託、一式
- (3) 委託業務の内容等  
仕様書による。
- (4) 委託期間  
契約締結の日から平成25年 2月28日まで
- (5) 委託業務に係る成果品の納入場所  
仕様書による。
- (6) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
知事の審査を受け、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている事業者で、次の事項に該当するもの
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 委託業務について、適切に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
  - (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
愛媛県企画振興部管理局広報広聴課広報係  
〒790 - 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2  
電話 （089）912 - 2241
  - (2) 入札書の受領期限  
開札の日時に開札の場所へ持参して提出するか、又は平成24年 5月 8日（火）午前10時00分まで（必着）に(1)に掲げる場所に郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。）により提出すること。
  - (3) 入札説明書の交付方法  
ア (1)に掲げる場所で交付する。  
イ 交付期間  
公告の日から平成24年 4月23日（月）まで。ただし、執務時間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8時30分から午後 5時15分までをいう。以下同じ。）に限る。
  - (4) 開札の日時及び場所  
平成24年 5月 8日（火）午後 2時  
愛媛県庁第二別館 5階入札室
  - (5) 入札書の提出方法  
持参又は郵便等により提出すること。電送による提出は認めない。

- 4 その他
  - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
  - (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
ア 確認申請書の受領期限  
平成24年 4月23日（月）午後 5時15分までに、3の(1)に掲げる場所へ持参して提出、又は郵送すること。
  - (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
  - (5) 契約書作成の要否  
要
  - (6) 落札者の決定方法  
委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
  - (7) その他  
詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
  - (1) Nature and quantity of the service to be rendered :  
Full documentation of designing of the Ehime Prefectural web content management system
  - (2) Time limit of tender : 2 :00 p .m . , 8 May 2012  
( tenders submitted by mail : 10:00 a .m . , 8 May 2012 )
  - (3) For further information , please contact : Public Relations Section , Public Relations Division, Administration Subdepartment , Planning and Development Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
Tel 089 912 2241

監 査 公 表

○公表第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年 3月27日

愛媛県監査委員	和 氣 政 次
同	岸 新
同	住 田 省 三
同	笹 岡 博 之

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	平 成 24 年 1 月 11 日
<p>(監査の結果)</p> <p>社会福祉法人伊方社会福祉協会に対する平成22年度における愛媛県軽費老人ホーム事務費補助金について、補助対象経費に補助対象外経費を含めて算出したため、149,000円が過大に交付されていた。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>当該法人に対する平成22年度の補助金について再調査した結果、補助対象経費に補助対象外経費を含めて算出していたため、149,000円を過大に交付していたことを確認した。このため、補助金額の再確定を行い、過大交付した補助金149,000円の返還を命じたところ、平成24年1月19日に全額が返還された。</p> <p>今後は、補助対象施設に対し、再度、「軽費老人ホーム事務費補助金事務処理マニュアル」の補助対象経費と補助対象外経費の別を周知徹底させるとともに、補助金の額の確定の際の検査(確認)においては、支出経費の詳細が記載されている「勘定元帳」を含めた諸資料の検査(確認)を実施し、補助金の適正な執行に努めたい。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日			
中 央 児 童 相 談 所	平 成 23 年 5 月 16 日			
<p>(監査の結果)</p> <p>1 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。</p>				
区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	5,955,380	35,736,293	41,691,673	
21年度	6,804,620	38,225,603	45,030,223	
差引増減	849,240	2,489,310	3,338,550	
<p>2 児童相談所における一時保護所の安全対策については、児童福祉施設最低基準等に基づき、火災等の非常災害に備え具体的な避難計画の作成に努めるとともに、訓練を毎月1回以上実施することとされているところ、避難計画が関係規程に適合していなかったほか、訓練回数も十分でなかった。</p>				

(措置の内容)

1 児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、平成15年度に制定した「児童福祉施設入所負担金徴収マニュアル」に基づき、所内に滞納整理班を設け、四半期毎に徴収会議を開催するほか、個別滞納整理表の作成により未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別をし、重点的な滞納整理に努めた。

今後とも、保護者との連絡を密にし、収入の確保に努めたい。

区 分	収入未済額(円)		
	平成22年12月31日現在	平成23年度への繰越額(平成22年度末現在)	平成23年12月31日現在
平成22年度分	5,291,340	5,955,380	5,692,660
滞納繰越分	44,340,473	35,736,293	34,636,903
計 ①	49,631,813	41,691,673	40,329,563
平成23年度分②	-	-	5,146,960
合計(①+②)	49,631,813	41,691,673	45,476,523

2 児童福祉法施行規則第35条及び児童福祉施設最低基準第6条に基づく避難訓練、消火訓練を実施するため、「一時保護所避難(消火)訓練実施要領」を定めるとともに年間計画を策定した。平成23年度からは、上記基準に定める月1回の避難訓練及び消火訓練を実施している。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日			
南 予 児 童 相 談 所	平 成 23 年 5 月 24 日			
<p>(監査の結果)</p> <p>1 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。</p>				
区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	1,066,030	3,145,840	4,211,870	
21年度	877,910	4,051,890	4,929,800	
差引増減	188,120	906,050	717,930	
<p>2 児童相談所における一時保護所の安全対策については、児童福祉施設最低基準等に基づき、火災等の非常災害に備え具体的な避難計画の作成に努めるとともに、訓練を毎月1回以上実施することとされているところ、避難計画が関係規程に適合していなかったほか、訓練も実施していなかった。</p>				

(措置の内容)

1 児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、督促状、催告書を送付するとともに、徴収会議を四半期毎に開催し、未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別を実施、訪問又は電話による重点的な納入催告に努めた。

その結果、平成23年度に繰り越した未収金4,211,870円のうち、平成23年12月末現在212,590円を収納した。

今後とも、負担金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については、保護者との連絡を密にし、効果的な督促に努め、収入の確保に努めたい。

区 分	収入未済額(円)		
	平成22年12月31日現在	平成23年度への繰越額(平成22年度末現在)	平成23年12月31日現在
平成22年度分	979,190	1,066,030	862,790
滞納繰越分	3,715,750	3,145,840	2,043,860
計 ①	4,694,940	4,211,870	2,906,650
平成23年度分②	-	-	716,450
合計(①+②)	4,694,940	4,211,870	3,623,100
<p>2 一時保護所の安全対策については、平成23年度は、庁舎建替えのため南予児童相談所の庁舎では、一時保護を行っていない状況であり、新庁舎での一時保護を開始する平成24年4月以降についての一時保護所避難計画及び一時保護所避難訓練計画を平成23年10月24日に定め、月1回の避難訓練を実施することとした。</p>			

○公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年 3月27日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次  
 同 岸 新  
 同 住 田 省 三  
 同 笹 岡 博 之

選定した特定の事件	包括外部監査結果に対する措置状況等の検証
監査の結果に関する報告提出年月日	平成23年 3月23日
監 査 対 象 機 関	総務部行財政改革局行革分権課
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>指定管理者制度</p> <p>1 指定期間の間の報酬が定額ではなく、毎年度の協定により、上限額の範囲内で指定管理者報酬が決定されている。県の都合による報酬の減額が可能な制度となり、指定管理者制度の本来の趣旨に沿わないため、報酬の固定化を検討すべきである。</p> <p>2 指定管理者が変更する場合の利用料金の帰属に対する明確な指針がない。利用料金制の導入を前提とした指定管理者制度をとる以上、利用料金の期間帰属に対する指針を策定すべきである。また、各施設で採用する方法についても、担当部署以外で可否を検討し、実施状況のモニタリングを含めた実施方法の規程化が望まれる。</p>	<p>厳しい財政状況が続き、予算編成におけるシーリングにより予算削減に取り組んでいる中で、指定管理者の委託料については、議会等での御意見も踏まえ、通常の維持管理経費とは切り離して、平成21年度以降、算定基礎における削減率をゼロとし、委託料が県の一方的な都合により減額されることがないように配慮している。</p> <p>指定管理者が変更する場合の利用料金の期間帰属については、平成18年度の指定管理者制度導入時の対応に準じて取り扱うよう、「指定管理者制度導入及び運用に係るガイドライン」において具体的に明記する。</p>

選定した特定の事件	愛媛県の関連諸団体
監査の結果に関する報告提出年月日	平成23年 3月23日
監 査 対 象 機 関	企画振興部地域振興局国体準備課
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>国民体育大会愛媛県準備委員会</p> <p>当準備委員会から随意契約によって事業を委託されている愛媛国体競技力強化支援募金委員会は、当準備委員会副会長でもある県体育協会長が会長となっている。随意契約による理由も記載されておらず、県体育協会への委託や、自主事業としない理由が不明瞭である。</p>	<p>国体に必要な資金の一部に充てるための募金活動（国体募金）については、当準備委員会が、本県ジュニア選手の育成などの競技力向上を目的とした募金活動を行う国体競技力強化支援募金委員会の協力のもと、平成17年度から推進しているところである。</p> <p>国体募金については、広く県内外の各界各層の理解と協力を得る必要があることから、県体育協会をはじめ県内企業・団体で構成する募金委員会の協力は重要と考えており、平成23年度以降の随意契約関係書類には契約理由を記載することとした。</p>
監 査 対 象 機 関	県民環境部防災局消防防災安全課
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>えひめ無事故・無違反コンテスト実行委員会</p> <p>委員会は開催されていない。従前の例により、運営されているものと思われる。</p>	<p>従来は、委員会の開催に替え、会則に定める「書面決裁」により審議していたが、指摘を踏まえ、平成23年度からは、委員会を開催している。</p>
監 査 対 象 機 関	教育委員会事務局管理部生涯学習課

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>日本ボーイスカウト愛媛県連盟</p> <p>仮受金会計という口座に、翌年度の会費等を入金し、年度初めに一般会計に入金している。期間帰属ごとに管理するために実施したものと思われるが、この口座が長年帳簿外になっており平成21年度末残高は3,646千円であった。</p> <p>過去からの利息や手数料など、本来は発生年度に一般会計等の収入とするべきであったものが帳簿外の口座にたまることになる。</p> <p>また、会員から会費を徴収する口座が帳簿外になることも不適当である。緑化募金も、この勘定で集金・納付されるため、当団体の公式な帳票には全く計上されない。</p>	<p>仮受通帳により一時的に出入金を行っていたが、平成22年度末に廃止し、一般会計の口座で直接処理をするよう改善した。</p>
<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>教育委員会事務局管理部文化財保護課</p>
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>愛媛県美術館友の会</p> <p>1 美術館内ショップからの在庫報告は入手しているが、当会で保管している商品の入出庫表が作成されていない。現在の在庫を確定するとともに、入出庫表を作成し、帳簿上の在庫と現物とを、事務局長等立会いのもとで定期的に照合する必要がある。</p> <p>また、ショップでのロスを把握するために、ショップからの入金証憑である売り上げ明細入手の都度、在庫表と照合する必要がある。</p> <p>特に、平成21年度末には、当会事業として約250万円をかけて愛媛県美術館の図録を作成している。開館当初は県事業として作成されていたが、予算がとれないことなどから、当会で制作・販売している（売価は1,600円）。これについては、可能な限り遡及して出庫内訳を作成することが望まれる。</p> <p>2 収支計算書の作成基礎である収支記録は、預金と現金を合わせて作成され、また収支の差額だけが記録されていることから、現金及び預金の残高と照合できない。預金 現金間の振替等を反映しないこと、入金取引も比較的多い現金口座の残高を適宜照合出来ないことの2点につき問題があると思われる。</p> <p>これは、県の出納閉鎖に準じた処理方法をとったことによると思われるが、当会のような小規模団体では、県のような統制が望めないため、適宜照合可能な方法に改めるべきである。</p> <p>具体的には、現金出納簿を別途作成し、毎日残高を照合すること、現金から預金への振替など、全ての金員の異動を帳票に記録することが必要である。</p> <p>また、別途記載する入金の管理も合わせて行う必要がある。</p>	<p>保管商品の棚卸を行い、新たに入出庫表を作成した。商品に関しては毎月末照合している。また、ショップでの売り上げ明細と在庫表の照合も同時に行っている。美術館図録の出庫内訳に関しても、作成年に遡及し、商品の入出庫表にまとめ一元的に管理している。</p> <p>「現金出納簿」に代わるものとして「金銭出納帳」を整備しており、定期的に「決裁済の書類の額」と「帳簿の記帳額」を突合し、記載漏れ等が無いが確認するとともに、帳簿上の「差引残高」が「通帳の預金残高」及び「現金保有額」の合計と合っているか確認をしている。</p> <p>収支記録に関しては、差額ではなく全ての金員の移動を記録することとした。</p>

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第4号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 3月27日

愛媛県公安委員会委員長 亀 岡 マリ子

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則（平成17年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（公安課）</p> <p><b>第53条</b> 公安課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 警備犯罪の取締りに関すること（<u>                    </u>外事対策室の所掌に属するものを除く。）。</p>	<p>（公安課）</p> <p><b>第53条</b> 公安課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 警備犯罪の取締りに関すること（<u>警備課及び</u>外事対策室の所掌に属するものを除く。）。</p>

(4) 警備情報 ( \_\_\_\_\_ 外事対策室の所掌に属するものを除く。以下この号において同じ。 ) の収集、整理その他警備情報に関すること。

(5)・(6) 省略

(警備課)

**第54条** 警備課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に関する事務で県警察の所掌に属するものうち、核燃料物質の防護に係るものに関すること。

(6) 特定物質（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質をいう。以下この号において同じ。）及び特定病原体等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第19項に規定する特定病原体等をいう。以下この号において同じ。）を使用したテロリズム（広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。）が行われることを防止するための特定物質及び特定病原体等の防護に関すること。

(7) 省略

(8) 省略

(検視官室)

**第72条の2** 捜査第一課に、検視官室を附置する。

2 検視官室は、第39条第4号の事務をつかさどる。

3 検視官室に、統括検視官を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

4 統括検視官は、上司の命を受け、検視官室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(災害対策室)

**第77条の4** 省略

2 災害対策室は、第54条第4号から第8号までの事務のうち災害警備その他災害対策に関する事務をつかさどる。

3・4 省略

(警察署)

**第79条** 省略

2・3 省略

4 警察署に、別表に定める課及び通信室のほか、必要に応じ街頭犯罪対策隊及び安全・安心推進隊を \_\_\_\_\_ 置く。

5～9 省略

(4) 警備情報 ( 警備課及び外事対策室の所掌に属するものを除く。以下この号において同じ。 ) の収集、整理その他警備情報に関すること。

(5)・(6) 省略

(警備課)

**第54条** 警備課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 省略

(2) 極端な国家主義的主張に基づく暴力主義的活動に関する警備情報（外国人に係るものを除く。以下この号において同じ。）の収集、整理その他これらの活動に関する警備情報に関すること。

(3) 前号に規定する活動に関する警備犯罪の取締りに関すること。

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 核燃料物質の防護に関すること。

(8) 特定物質及び特定病原体等の防護に関すること。

(9) 省略

(10) 省略

(災害対策室)

**第77条の4** 省略

2 災害対策室は、第54条第6号から第10号までの事務のうち災害警備その他災害対策に関する事務をつかさどる。

3・4 省略

(警察署)

**第79条** 省略

2・3 省略

4 警察署に、別表に定める課及び通信室のほか、必要に応じ街頭犯罪対策隊及び安全・安心推進隊を、課に、必要に応じ分室を置く。

5～9 省略

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。